黒川真家寄贈文書目録と目録作成について

- 1 黒川真家の墓は須坂市の壽泉院にある。長いこと須坂藩に仕えた黒川家と 須坂との縁によるものであろう。黒川家系図によれば、初代黒川政勝は享保 年中須坂藩 4 代藩主堀長門守直佑に仕えた。以降廃藩に至る 14 代直明まで黒 川家 4 代にわたって仕えている。4 代目の黒川孝行は、江戸詰めの藩士として 直格・直武・直虎に仕え、直虎諌死の後慶応 4 年 4 月には江戸詰めを解かれ 須坂陣屋の一角・西長屋に家族とともに転居している。廃藩後は士族の一人 として戸長や区長を勤めている。
- 2 本黒川真家寄贈文書は、孝行に関わる須坂藩関係の史料を主とした史料群から構成されているところに特色がある。平成26(2014)年5月9日に黒川家第7代目当主真氏が整理された現有史料群を、次男の卓氏の手によって松本市蟻ケ崎の黒川家から届けられ、寄贈されたものである。須坂藩史を解明するための基本史料を充実していただいたことに対して心より感謝とお礼を申し上げたい。
- 3 本文書の最初期史料は、永享元(1429)年9月16日の「今川了俊愚息中秋制詞条々」がある。史料は18~19世紀、幕末・維新期の史料が中心である。なかでも須坂藩史料には貧弱な分野である分限帳の一つ「御家中順席分限帳」(天保後記~弘化)の存在は、大きなインパクトをもっている。安政期の勤番目付番士であった黒川孝行関係史料、呉服橋御門心得方・御番士勤方ほかもみられる。明治初年の元須坂庁構内士族住居屋敷地払下げ願ほか西長屋に関する史料、八小区戸長関係史料、秩禄処分関係史料、奥田神社関係史料も貴重であろう。さらに、武士としての修養にかかわる典籍や自作の俳句・和歌関係史料も注目される。
- 4 これらの史料を「黒川真家寄贈文書目録」として、目録を作成した。『須坂市域の史料目録』の連番整理番号「065」(65番目)に位置づけ、史料番号は「065-AI-1」から開始して、整理ラベルを貼付した。

文書目録の配置は、時系列を主としたが必ずしもそうなってはいない。史 料点数は以下のように928点を数える。

記号	分類項目	史料番号	史料点数
ΑI	江 戸	2 2	2 8
A II	江 戸	7 3	7 9
ВІ	明治I	1 5 1	170
BII	明治Ⅱ	9 2	1 4 9
\mathbf{C}	典 籍	185	185
D	俳句和歌関係	2 5 2	263
Е	その他	5 4	5 4
	合 計	8 2 9	928

- 5 本史料目録が、黒川家ほか須坂市民、さらには多くの地域史研究者によっ て活用されることを期待する。そして、史料調査・研究をとおして須坂藩史 にかかわる歴史叙述がいよいよ進展することを願ってやまない。
- 6 史料目録の作成に当たっては史料活用の便を考慮して、次のようにした。
 - (1) 史料名は、原則として史料中に記載された表題を記したが、無表題史料 には、次のように()をもちいて仮表題を作成して掲げた。

(弓術秘伝)

(旧士族屋敷払下げ願)

(2) 「記」・「覚」のみで内容無記載の史料については、次のように() 内に内容説明を記載したものもある。

記(八幡社宝物等書上げ)

証(秩禄公債証書譲受け)

(3) 請取など切手まがいの一紙史料は、便宜的に括って整理したものもある。 その場合は、次のように一枚目の史料名を記し、他の史料については「外 ○点」などと略記した。備考欄には「便宜括り」と記載しておいた。

(4) 史料形態については、次のように略記した。

横(横帳)、 横半(横半帳)、 竪(竪帳)、 紙(一紙)、 封(封書)、 冊(冊子)、 綴(ジョイント含む)など

7 本史料目録は、黒川家のご理解とご協力を得て、須坂市誌編さん室の下記 専門員が分担して作成した。

勝山一男 小林裕 丸山文雄 井上光由

涌井二夫 田子修一

(編さん担当:青木廣安・丸山文雄)

2014年 7月 25日

須坂市誌編さん室

黒川真家寄贈文書目録(追加分)と目録作成について

- 1 追加分文書目録として以下の2項目を追加した。
 - F 追加分文書外(実物) 須坂市立博物館で保管
 - G 追加分文書 市誌編さん室にて保管
- 2 FとGの目録は「065 黒川家寄贈文書目録」の「Eその他」に続く文書目録として綴っておいた。活用されたい。
- 3 追加分目録の作成・編さんに当たっては、下記の専門員が分担して作成した。

涌井二夫 丸山文雄

2015年8月20日

須坂市誌編さん室